

関税割当公表 新旧対照表

【令和 6 年 11 月 29 日付け 6 輸国第 2876 号関税割当公表第 TRQ-11、TRQ-12、TRQ-13、TRQ-14 及び TRQ-15 号、令和 6 年 12 月 13 日付け 6 輸国第 3105 号関税割当公表第 TWQ-JP18、TWQ-JP19、TWQ-JP20、TWQ-JP21、TWQ-JP24、TWQ-JP25、TWQ-JP26、TWQ-JP27、TWQ-JP28、TWQ-JP29、TWQ-JP30、TWQ-JP31、TRQ-JP7 及び TRQ-JP9 号並びに令和 7 年 2 月 14 日付け 6 輸国第 3875 号関税割当公表第 24 号】

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 ～第 6 （略） 第 7 提出書類 1 ～ 8 （略） 9 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。 (1) 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 <u>当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</u> (2) 申請者が行政書士又は行政書士法人に委任し提出する場合 <u>申請者の当該行政書士又は当該行政書士法人への委任状（記載要領様式第 3）</u> （削る） 第 8 ～第 14 （略）	第 1 ～第 6 （略） 第 7 提出書類 1 ～ 8 （略） 9 関税割当申請書の代表者以外の者が、<u>農林水産省共通申請サービス以外の方法により</u>申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。 (1) 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 <u>当該社員の社員証の写し若しくは運転免許証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等。</u> (2) 申請者が法人又は個人に委任し、<u>当該法人の代表者又は当該個人が提出する場合</u> <u>申請者の当該法人又は個人への委任状等</u> (3) <u>申請者が法人に委任し、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合</u> <u>申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し若しくは運転免許証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等</u> 第 8 ～第 14 （略）

附 則

- この通知は、令和 7 年度第 3 回以降の割当てから適用する（ただし、令和 7 年 2 月 14 日付け 6 輸国第 3875 号関税割当公表第 24 号を除く。）。
- 令和 7 年 2 月 14 日付け 6 輸国第 3875 号関税割当公表第 24 号については、令和 7 年度第 4 回以降の割当てから適用する。